

小樽市空家等対策会議委員応募要領

1 公募の趣旨

小樽市では、空き家に関する対策や空家等対策計画の策定等に係る審議を行うため小樽市空家等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置しています。

市民の皆様の御意見を反映するため、学識経験者と各種団体に所属されている方々に加え、対策会議の委員を公募します。

2 応募資格

委員に応募する方は、次の条件のすべてを満たすことが必要です。

- (1) 小樽市内に居住し、空き家問題への関心の高い方
- (2) 年齢が18歳以上の方
- (3) 本市の他の審議会等の委員となっていない方

3 募集人員

1名

4 委員の任期

令和6年6月上旬から2年間

（対策会議は、平日の昼間に年2～3回程度開催予定）

※ より多くの市民の皆様からの意見を反映させるため、任期終了後の再任はいたしません。

5 報酬等

対策会議に出席していただいた場合には、本市の基準により委員報酬をお支払いします。

6 応募方法

- (1) 応募用紙に必要事項を記載の上、8に掲げる応募先に直接、郵送または電子メールで提出してください。

応募用紙は、小樽市建設部建築指導課のほか、駅前・塩谷・銭函の各サービスセンター及び本庁舎渡り廊下にも備えてあります。

また、インターネットからも応募用紙をダウンロードすることができますので御利用ください。

- (2) 応募期限

令和6年5月10日（金）まで

（郵送の場合は、当日の消印まで有効です。）

7 選考について

選考委員会において、応募用紙記載内容（応募の動機、活動経験など）により、総合的に選考いたします。

なお、選考結果は5月下旬までに応募者全員にお知らせいたします。

8 応募先・お問合せ先

〒047-0024

小樽市花園5丁目10番1号

小樽市建設部建築指導課（空き家対策担当）

電話 0134-32-4111 内線7430

Eメール akiya@city.otaru.lg.jp